

只木ゼミ春合宿第2問弁護レジュメ

文責：4班

I. 反対尋問

1. 危険の現実化を判断する基準が曖昧ではないか
2. 一つの行為に二つの正犯を成立させるのは妥当かという論点について検討していないのはなぜか
3. 基本犯たる行為の故意しか有していないのに、結果的加重犯の故意を認めるのは妥当かという論点について検討していないのはなぜか
4. 判例を引用した趣旨は何か

II. 学説の検討

1. 検察側が採用するD説は、行為の危険性が結果に現実化したかにより因果関係の有無を判断する基準である。因果関係は当該行為に構成要件的结果の発生を帰責させる要素であり、刑罰という重い責任を科す根拠となる要素の一つである以上、判断基準は明確な基準を用いるべきである。そうだとすれば、D説によると、事案に合わせた判断は可能であるが、基準が曖昧であり、恣意的な判断がなされる恐れがあることから妥当でない。
2. ここで、弁護側はC-3説をとる。構成要件は社会通念上違法有責な行為の類型であるため、因果関係についても行為者に帰属せしめるのが社会通念上相当と認められる結果だけを行為者に帰属させるべきである。そして、因果関係は行為者にとって偶然的なものを帰責の範囲から除外するために必要なものであり、また、構成要件は責任類型として責任非難の判断の前提となるものであるから、行為当時に当事者が認識した特別な事情をも判断の基礎とすべきである¹。

検察側のC説の批判は、客観的であるべき因果関係の存否について、行為者の主観を判断の基礎に置くのは妥当ではないとするものである。しかし、刑法は、社会通念上偶然とはいえない結果について行為者に責任を問い、一般予防及び特別予防の効果を指すものと解すべきものであるから、一般人にとっては偶然のように見えても、行為者にとって必然であるものについては刑法上の因果関係を認めるべきである。相当因果関係説の狙いは、条件関係が認められる結果のうち、行為者の支配によらない偶然的な結果を排除することにあるところ、行為者が認識、予見している特別な事情があれば、行為者はそれを支配できるのであるから、そうした支配可能性という観点から見ると、行為者が特に認識・予見していた事情を一般人の認識または予見しうる事情と同列に扱っても不当ではない。

III. 本問の検討

第1 Xの罪責について

- (1) 本問において、Xはプラスチック製洗面器の底や革バンドでAの頭部等を多数殴打し、それにより脳出血という生理的機能を害する傷害を負わせたから、傷害罪(204条)が成立

¹大谷實『刑法講義総論〔新版第3版〕』（成文堂[2009]）219頁

する。

- (2) 次に、Aの死という結果が発生しているため、Xの行為に傷害致死罪が成立しないか。もともと、本問においてYの暴行という第三者の行為が介在しているため、上記Xの行為とAの死に因果関係が認められるか問題となる。

当該Xの行為がなければAは死ななかつたといえ、条件関係が認められる。

次に、駐車場に倒れている人に対して通りがかりの人が助けを求めるならまだしも、角材をもって殴るということは、一般人も予見できず、特に行為者たるXも予見していなかつた。よって、Yの行為は基礎事情には含まない。

したがって、当該行為は洗面器の底や革バンドで頭部を殴打した行為から、本来生ずべき死の結果ではなくAの幾分か早められた死亡の結果が生じることは社会通念上相当とはいえないので、因果関係は認められない。

- (3) 以上より、Xの行為に傷害致死罪(205条)は成立せず、傷害罪(204条)が成立するとどまる。

第2 Yの罪責について

- (1) 本問でYはAの頭を角材で数回殴打し、すでに発生している脳内出血を拡大させるという人の生理的機能を害する傷害を負わせているから、Yの行為は傷害罪(204条)の実行行為にあたる。また、Yの「誰がやったのかは知らないが、この機に自分の腹いせに何発か殴っておこう」と思った事実からAを痛めつけようとしたのであり、Yの行為には傷害の故意が認められる。よって、Yの行為には傷害罪が成立する。

- (2) 次に、Aの死という結果が発生しているため、Yの行為に傷害致死が成立しないか。もともと、本問においてAの脳内出血という介在事情があるため、Yの行為とAの死という結果に因果関係が認められるか問題となる。

本問でYの殴打がなかったらAの早められた死という結果は生じなかつたので、条件関係が認められる。

そして、Aは脳内出血を起こして倒れていたが、倒れている人が脳内出血を起こしているなど外見上はわからず、一般人には認識しえない。そして特に行為者であるYも行為時には認識してなかつた。

よって、Aが脳内出血を起こしていたことは基礎事情には含まれない。そうであるなら、倒れている人を殴った行為から、死という結果が発生するのは社会通念上相当とはいえない。

したがって、Yの行為とAの死という結果に因果関係は認められない。

- (3) 以上より、Yの行為に傷害致死罪(205条)は成立せず、傷害罪(204条)が成立する。

IV. 結論

Xは傷害罪(204条)の罪責を負う。Yも同様に傷害罪(204条)の罪責を負う。

以上